

平成22年6月

契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査
— 物品調達を中心として —
＜通知に伴う各府省の改善措置状況＞

【ポイント】

○ 調査実施・大臣通知

総務省は、原口総務大臣の指示により、各府省における契約の競争性確保の徹底を図る観点から、物品調達に係る一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため緊急に調査を実施し、平成21年11月30日に全府省（17府省）に対し、調達物品の性能仕様の適切化など、今後取り組むべき課題について大臣通知

○ フォローアップ

上記通知に対する各府省の改善措置状況についてフォローアップした結果、全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知徹底したほか、個別指摘事例のある府省では、調達物品の性能等に係る審査委員会等の設置、契約手続等に関する事務処理マニュアルの整備などの措置を実施

1 調達物品の性能仕様の適切化

今後取り組むべき課題

① 調達物品に求める性能等を仕様書に定めるときは、外部有識者等の幅広い意見聴取、審査委員会等での検討を行うなど、調達要求部署や会計担当部署以外の意見を可能な限り反映させるようにすべき

・個別指摘事例：4府省14件

② 入札前に性能審査を実施する場合には、その実施方法、審査基準等を入札説明書等に具体的に示し、事業者に周知すべき

・個別指摘事例：1府省1件

改善措置状況

①

- ◇ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底
- ◇ 個別指摘事例のある4府省では、さらに、
 - ・ 調達物品の性能等に係る審査委員会等を新たに設置（宮内庁、警察庁、厚生労働省）
 - ・ 外部有識者の意見を幅広く聴取したり、審査委員会等で検討することなどを契約手続等に関する事務処理マニュアルに明記（総務省）
 - ・ 契約監視の第三者機関において、一のメーカーの複数の代理店等のみが応札している契約について監視対象とするなど、本調査結果をその監視活動に活用（警察庁）

②

- ◇ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底
- ◇ 個別指摘事例のある1府省（総務省）では、さらに、書面審査及び対面審査の審査方法や審査基準等を入札説明書に具体的に記載することをマニュアルに明記

2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守

今後取り組むべき課題

内外の供給者による市場参入機会の拡大が図られ、実質的な競争性が十分に確保されるよう、次のような措置を講ずべき

- ① 調達見込額が80万SDR（1億4,000万円）以上の物品について、仕様書案に対し供給者が意見を提出することができるよう官報公示を遵守することを徹底すること
- ② 調達見込額が10万SDR（1,700万円）以上の物品について、入札情報及び落札情報の官報公示を遵守することを徹底すること
- ③ 契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、官房会計課等が決裁時にチェックするなど内部牽制機能を有効に機能させるようにすること

・ 個別指摘事例：2府省5件

改善措置状況

- ◇ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底
- ◇ 個別指摘事例のある1府省（総務省）では、さらに、
 - ・ 公金を使うことの責任の重大性と職務の重要性に関する認識を徹底し、コンプライアンスの確保に努めるよう大臣から省内全職員に対し文書により指示
 - ・ 仕様書案に対する意見を募集するための意見招請の官報公示を行うことをマニュアルに明記
また、調達原課及び契約担当課双方によるチェック体制を強化

3 予定価格の適切な設定

今後取り組むべき課題

情報収集等に要するコストを勘案しつつ、
次のような措置を講ずべき

- ① 市場価格、他機関の契約金額等の情報を幅広く収集し、それらを比較・検討した上で予定価格を設定すること
- ② 予定価格が適正なものとなっているか検証できるよう、積算方法や比較・検討結果に関する資料を作成し、予定価格調書と一緒に保存しておくこと

・個別指摘事例：7府省10件

改善措置状況

- ◇ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底
- ◇ 個別指摘事例のある7府省（内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、外務省、経済産業省、環境省）では、予定価格の設定方法を改善
 - うち1府省（総務省）では、具体的な予定価格の設定方法をマニュアルに明記

4 その他の問題点等

今後取り組むべき課題

① 競争性が十分に確保されるようにするため、過度の制約とならないよう「官庁の受注実績」等の競争参加資格を見直すべき

・個別指摘事例：5府省86件

② 契約の透明性を確保するため、政府として取り組むこととされている契約に係る情報の公表を更に徹底すべき

・個別指摘事例：3府省7機関

※ 上記個別指摘事例については、総務大臣通知前に改善済み

改善措置状況

①

◇ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底

◇ 個別指摘事例のある5府省（内閣府、警察庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省）では、さらに、指摘事例について競争参加資格から「官庁の受注実績」等を削除

②

◇ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底

◇ 担当部署以外の者が定期的に公表状況をチェックする体制を整備（環境省）

[本件連絡先]

総務省行政評価局 財務・経済産業等担当評価監視官室

評価監視官 : 平野 真哉

上席評価監視調査官 : 坂梨 良久

電話(直通) 03-5253-5435

FAX 03-5253-5436

電子メール kans2024@soumu.go.jp

契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査－物品調達を中心として－
の結果に基づく通知に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期】	平成21年10月27日～11月30日							
【通知日及び通知先】	平成21年11月30日 全府省（17府省）に対し通知							
【回答年月日】	内閣府	平成22年5月31日	宮内庁	平成22年5月28日	公正取引委員会	平成22年6月8日		
	国家公安委員会（警察庁）	平成22年5月31日	金融庁	平成22年6月2日	消費者庁	平成22年5月31日		
	総務省	平成22年6月4日	法務省	平成22年6月3日	外務省	平成22年6月2日		
	財務省	平成22年5月31日	文部科学省	平成22年5月31日	厚生労働省	平成22年5月31日		
	農林水産省	平成22年6月3日	経済産業省	平成22年5月31日	国土交通省	平成22年5月31日		
	環境省	平成22年5月31日	防衛省	平成22年6月2日				

【ポイント】

- 総務省は、原口総務大臣の指示により、各府省における契約の競争性確保の徹底を図る観点から、物品調達に係る一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため緊急に調査を実施し、平成21年11月30日に全府省（17府省）に対し、調達物品の性能仕様の適切化など、今後取り組むべき課題について大臣通知
- 上記通知に伴う各府省の改善措置状況についてフォローアップした結果、全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知徹底したほか、個別指摘事例のある府省では、調達物品の性能等に係る審査委員会等の設置、契約手続等に関する事務処理マニュアルの整備などの措置を実施

通 知 要 旨	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 調達物品の性能仕様の適切化 (今後取り組むべき課題)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 調達物品に求める性能等を仕様書に定めるときは、実質的な競争性が十分に確保されるようにするため、求めている性能等が必要不可欠のものか、必要以上のものとなっていないかという観点から、外部有識者等の意見を幅広く聴取したり、審査委員会等で検討するなど、調達要求部署や会計担当部署以外の意見を可能な限り反映させるようにすべきである。</p> </div> <p>(説明) [制度の概要] ○ 一般競争入札を行う場合には、官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告を行うこととされ、公告には、競争入札に付する事項（契約の内容となる品質、性能、規格等）、競争に参加する者に必要な資格に関する事項等を記載することとされている。（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第74条及び第75条） また、公告において、契約の内容となる品質、性能、規格等の詳細を記載することが難しい場合には、これらについて記載した仕様</p>	<p>→ 全府省（17府省）が「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査－物品調達を中心として－の結果（通知）」（平成21年11月30日付け総評第158号総務大臣通知。以下「総務大臣通知」という。）の内容を関係部局へ周知し、今後締結する契約について一層の競争性・透明性を確保する取組を徹底していくこととしている。</p> <p>→ 個別指摘事例があった11府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）では、既に改善措置が採られている。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底した。</p> <p>→ 個別指摘事例のある4府省（宮内庁、国家公安委員会（警察庁）、総務省、厚生労働省）では、さらに、新たに次の措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達物品の性能等に係る審査委員会等を新たに設置（宮内庁、国家公安委員会（警察庁）、厚生労働省） ・ 契約手続等に関する事務処理マニュアルを整備し、必要に応じ、外部有識者の意見を幅広く聴取したり、審査委員会等で検討するなどにより、調達要求部署や会計担当部署以外の意見を反映させるようにすることを当該マニュアルに明記（総務省） ・ 契約監視の第三者機関において、一のメーカーの複数の代理店等のみが応札している契約について監視対象とするなど、本調査結果をその監視活動に活用（国家公安委員会（警察庁））

通 知 要 旨	関係府省が講じた改善措置状況
<p>書等を閲覧させ、又は貸出をする場所を、公告において明らかにしている。</p> <p>【実態及び問題点】</p> <p>○ 調達物品の性能等について、一部の関係者のみで決定している、外部有識者等の意見を幅広く聴取していない、審査委員会等で検討していないなど公正かつ適切な手続を経て決定されていないため、形式的には複数の応札者による競争契約となっているが、一のメーカーの複数の代理店等のみが応札しているなど、実質的な競争性が確保されていないおそれのある例がある。（4府省14件）</p> <p>(今後取り組むべき課題)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 性能の事前審査を実施する場合には、その実施方法、審査基準等について可能な限り入札説明書等に具体的に示し、事業者に周知すべきである。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>[制度の概要]</p> <p>上記参照</p> <p>【実態及び問題点】</p> <p>○ 入札説明書に、仕様書に定める性能を証明できる書面及び関係書類を基に事前審査を実施し、仕様書に定める規格に合致していると認められる者のみ入札に参加できるとしているが、事前審査の実施方法、審査基準等については具体的に示されておらず、事業者への周知も十分行われていない例がある。（1府省1件）</p>	<p>関係府省が講じた改善措置状況</p> <p><改善状況></p> <p>→ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底した。</p> <p>→ 個別指摘事例のある1府省（総務省）では、さらに、新たに次の措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書面審査及び対面審査の審査方法や審査基準等を入札説明書に具体的に記載することを契約手続等に関する事務処理マニュアルに明記

通 知 要 旨	関係府省が講じた改善措置状況
<p>2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守 (今後取り組むべき課題)</p> <p>供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の拡大が図られ、実質的な競争性が十分に確保されるようにするため、次のような措置を講ずべきである。</p> <p>① 調達見込額が80万SDR（1億4,000万円）以上の物品については、調達機関が作成した仕様書の案に対し供給者が意見を提出することができるよう、官報への公示を遵守することが必要であり、調達要求部署及び契約担当部署の担当者にその旨を徹底すること。</p> <p>② 調達見込額が10万SDR（1,700万円）以上の物品については、入札情報及び落札情報の官報公示を遵守することが必要であり、調達要求部署及び契約担当部署の担当者にその旨を徹底すること。</p> <p>③ 契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、官房会計課等が手続漏れの無いよう決裁時にチェックするなど決裁体制を強化し、内部牽制機能を有効に機能させるようにすること。</p> <p>(説明) [制度の概要] ○ 調達額が80万SDR（1億4,000万円）以上の物品については、原材料・燃料又はこれに類するものに係るものや単価500SDR（8万5,000円）以下の既製品を大量購入する場合等を除き、関心のある供給者が調達機関の作成した仕様書案に対して意見の提出を行うことができるよう、入札公告予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示（意見招請の公示）することとされている。その際、意見の提出期限は、意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも20日後の日とするとされている。また、意見招請の手続をとる場合には、原則として入札前説明会を開催するとされている。（「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定））</p>	<p><改善状況></p> <p>→ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底した。</p> <p>→ 個別指摘事例のある1府省（総務省）では、さらに、新たに次の措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公金を使うことの責任の重大性と職務の重要性に関する認識を徹底し、コンプライアンスの確保に努めるよう大臣から省内全職員に指示（「契約の適正化及びコンプライアンスの確保の徹底について」（平成22年1月4日）） ・ 単価500SDR（7万5,000円）以下の既製品を大量購入する場合等を除く80万SDR（1億2,000万円）以上の調達額と見込まれる調達案件について、仕様書案に対する意見を募集するための意見招請の官報公示を行うことを契約手続等に関する事務処理マニュアルに明記 また、契約類型ごとに実施すべき手続の詳細を時系列順に整理したチェックリストを作成するとともに、あらかじめ当該年度の手続スケジュールを把握するために調達予定案件一覧を作成し、これらを活用することにより、調達原課及び契約担当課双方によるチェック体制を強化

通 知 要 旨	関係府省が講じた改善措置状況
<p>【実態及び問題点】</p> <p>○ 調達見込額が80万SDR（1億4,000万円）以上の物品については、調達機関が作成した仕様書の案に対し供給者が意見を提出することができるよう、入札公告の少なくとも30日前に仕様書の案の作成が完了した旨を官報公示することとされている。その際、意見の提出期間は少なくとも20日間を確保し、原則として入札前説明会を開催することとされている。また、調達見込額が10万SDR（1,700万円）以上の物品については、原則として入札期限の少なくとも50日前に官報に入札公告を行うとともに、契約締結後72日以内に落札結果を官報に公示することとされている。</p> <p>しかし、これらが適切に行われていない例がある。（2府省5件）</p> <p>3 予定価格の適切な設定 （今後取り組むべき課題）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>予定価格を設定するときは、効率的な予算執行を推進する観点から、情報収集等に要するコストを勘案しつつ、次のような措置を講ずべきである。</p> <p>① 市場価格、他機関の契約金額等の情報を幅広く収集し、それらを比較・検討した上で予定価格を設定することとし、安易に過去の契約金額や一事業者の見積価格をそのまま予定価格としないこと。また、調達数量の多寡等を十分に考慮すること。</p> <p>② 予定価格が適正なものとなっているか検証できるよう、積算方法や比較・検討結果に関する資料を作成し、予定価格調書と一緒に保存しておくこと。</p> </div> <p>（説明） [制度の概要]</p> <p>○ 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。（予決令第</p>	<p>＜改善状況＞</p> <p>→ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底した。</p> <p>→ 個別指摘事例のある7府省（内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、外務省、経済産業省、環境省）では、予定価格の設定方法を改善した。</p> <p>うち1府省（総務省）では、新たに次の措置を採ることとし、そのことを契約手続等に関する事務処理マニュアルに明記した。</p> <p>i) 必ず複数の事業者から見積書を徴取し、一者からしか徴取できない場合には、その理由を明らかにした上で総務部門の確認を受けること。</p> <p>ii) 複数事業者から徴取した見積書のうちの最低額を参考に予定価格を設定すること。</p> <p>iii) 一者からしか見積書を徴取できない場合等には、必要に応じ他団体等の納入実績額若しくは標準単価等に数量を乗じて積算した額、又はこれらを組み合わせて積算した額を参考に予定価格を設定すること。</p>

通 知 要 旨	関係府省が講じた改善措置状況
<p>80条第2項)</p> <p>【実態及び問題点】</p> <p>○ 各府省における予定価格の設定方法をみると、市場価格、他機関で調達した同一又は類似の物品の契約金額を収集するなどにより適正な予定価格を設定しようと努めている例がある。一方、複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず一者からしか徴取していない例など、予定価格の設定が適切に行われていない例がある。(7府省10件)</p> <p>4 その他の問題点等</p> <p>(1) 競争参加資格の見直し (今後取り組むべき課題)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>競争性が十分に確保されるようにするため、過度の制約とならないよう「官庁の受注実績」等の競争参加資格を見直すべきである。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>[制度の概要]</p> <p>○ 一般競争入札等において、特定の者以外が事実上満たすことができない条件を設定するなどして競争性の発現を阻害しないよう、各府省は適切に点検し、応札条件の緩和等の措置を講ずることとされている。(「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ))</p> <p>【実態及び問題点】</p> <p>○ 競争参加資格として「官庁の受注実績」を課するなど、競争性の発現を阻害するような制限を課している例がある。(5府省86件)</p>	<p>関係府省が講じた改善措置状況</p> <p><改善状況></p> <p>→ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底した。</p> <p>→ 個別指摘事例のある5府省(内閣府、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、厚生労働省、経済産業省)では、さらに、指摘のあった事例について、競争参加資格から「官庁の受注実績」等を削除した。</p>

通 知 要 旨	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2) 契約に係る情報の公表の徹底 (今後取り組むべき課題)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>契約の透明性を確保するため、政府として取り組むこととされている契約に係る情報の公表を更に徹底する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>[制度の概要]</p> <p>○ 国の支出の原因となる契約を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月の契約については93日以内）に、物品等の名称及び数量、契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地、契約を締結した日、契約の相手方の商号又は名称及び住所等を公表することとされている。（平成18年8月25日付け財計第2017号各省各庁の長あて財務大臣通知）</p> <p>【実態及び問題点】</p> <p>○ 契約締結日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月の契約については93日以内）に、契約に係る情報を公表しなければならないとされているが、これを行っていない機関がある。（3府省7機関）</p> <p>※ 上記3府省（総務省、厚生労働省、環境省）7機関の個別指摘事例については、総務大臣通知前に改善済み。</p>	<p><改善状況></p> <p>→ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底した。</p> <p>→ 担当部署以外の者が定期的に公表状況をチェックする体制を整備（環境省）</p>